

# 法人県民税（県税） 法人市町村民税（市町村税） 法人事業税（県税）

均等割と法人税割からなる法人県民税・法人市町村民税（あわせて「法人住民税」）と法人事業税とは、同時に申告・納付します。

## ◆納める人

法人の区分	法人住民税		法人事業税
	均等割	法人税割	
県内に事務所、事業所を有する法人 （法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 収益事業又は法人課税信託の引受けを行うものを含みます。）	○	○	○
県内に事務所、事業所を有しないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人	○		
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、県内に事務所、事業所を有するもの		○	○

## ◆納める額

◎法人県民税

	法人の区分	税率
均等割	次に掲げる法人 （イ）公共法人及び公益法人等 （独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。） （ロ）人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの。） （ハ）一般社団法人・一般財団法人 （ニ）資本金の額又は出資金の額を有しない法人 （保険業法に規定する相互会社は除きます。） （ホ）資本金等の額が1千万円以下であるもの	年額 2万円
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもの	年額 5万円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 13万円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 54万円
	資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 80万円

（注）資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。（平成27年4月1日以後に開始する事業年度から無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の金額となります。また、当該調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となります。）

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率（国・地方）8%段階において、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、引下げ相当分については、地方法人税を国税として創設し、全額地方交付税原資化されています。また、消費税率（国・地方）10%段階において、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から法人住民税法人税割の税率をさらに引き下げ、交付税原資化が進められる予定です。

	法人の区分	税率	
		平成26年10月1日以後、平成31年9月30日以前に開始する事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度
法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円を超える法人 保険業法に規定する相互会社	法人税額の4%	法人税額の1.8%
	上記以外の法人	法人税額の3.2%	法人税額の1%

◎法人市町村民税

法人の区分		税率	
均 等 割	次に掲げる法人 (イ) 公共法人及び公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。） (ロ) 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの。） (ハ) 一般社団法人・一般財団法人 (ニ) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除きます。） (ホ) 資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下のもの	年額 5万円	
	資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 12万円	
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	年額 13万円	
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 15万円	
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	年額 16万円	
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 40万円	
	資本金等の額が10億円を超えるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	年額 41万円	
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額175万円	
	資本金等の額が50億円を超えるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額300万円	
法人の区分	税率		
	平成26年10月1日以後、平成31年9月30日以前に開始する事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度	
法人税割	法人税額の9.7% (標準税率)	法人税額の6.0% (標準税率)	

- (注) 1. 法人市町村民税の税率については、財政上の必要から標準税率と異なる税率を定めている市町村もあります。
2. 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の金額となります。また、当該調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となります。)

◎法人事業税

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税（所得割、収入割）の税率が引き下げられるとともに、地方法人特別税が創設され、その収入額に相当する額が地方法人特別譲与税として都道府県に譲与されています。平成26年度税制改正では地方法人特別税の規模が1／3縮小され法人事業税に復元、平成27年度税制改正では外形標準課税の割合が1／4から3／8へ、平成28年度税制改正では3／8から5／8へ拡大されています。また、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税・譲与税が廃止され、法人事業税に復元される予定です。

区 分	所得区分等	税 率			
		平成26年10月1日以後、平成27年3月31日以前に開始する事業年度	平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、平成31年9月30日以前に開始する事業年度	
電気供給業・ガス供給業（一部の事業者に限ります）・保険業	収入金額	0.9%			
そ の 他 の 事 項	特 別 法 人	年400万円以下の所得 年400万円超の所得及び清算所得（※）	3.4% 4.6%		
	外形対象法人 資本金額又は出資金の額が1億円超の法人（公益法人・特別法人・人格のない社団・投資法人等を除きます。）	年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.3%
		年400万円超800万円以下の所得	3.2%	2.3%	0.5%
	その他の法人	年800万円超の所得及び清算所得（※）	4.3%	3.1%	0.7%
		付加価値額	0.48%	0.72%	1.2%
資本金等の額	0.2%	0.3%	0.5%		
3以上の都道府県において事務所等を有する法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人	特別法人	所得及び清算所得（※）	4.6%		
	外形対象法人	所得及び清算所得（※）	4.3%	3.1%	0.7%
		付加価値額	0.48%	0.72%	1.2%
資本金等の額	0.2%	0.3%	0.5%		
その他の法人	所得及び清算所得（※）	6.7%			

（※）平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。

◆法人県民税の超過課税（超過税率）（平成33年3月31日までの間に終了する各事業年度分）

県では厳しい財政状況の中で、交通ネットワークの整備、産業の活性化及び大規模災害対策の推進のための財源を確保するため、応益性と負担能力等から、法人の理解と協力のもとに、法人県民税の法人税割に超過課税を適用しています。

◆申告と納税

申告の種類		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日から2か月以内
中間申告 (事業年度が6か月を超える法人。(※1))	・ 予定申告 ・ 仮決算に基づく中間申告 (※2)	事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
解散法人の申告	清算中の事業年度が終了した場合の申告	事業年度終了の日から2か月以内
	残余財産の一部の分配又は引渡しをした場合の申告 (※3)	分配又は引渡しの日の前日まで
	残余財産が確定した場合の申告	残余財産確定の日から1か月以内
公共法人・公益法人等で法人税の課されないもの		4月30日

(※1) 所得を課税標準とする法人（連結申告法人を除きます。）で法人税の中間申告義務がない法人、所得を課税標準とする連結申告法人で前事業年度の連結法人税個別帰属支払額等を基準とする6か月相当額が10万円以下の法人及び特別法人は、中間申告義務はありません。

(※2) 仮決算に基づく中間申告に係る税額が予定申告に係る税額を超える場合は、仮決算に基づく中間申告を行うことはできません。

(※3) 平成22年10月1日以後に解散した場合、残余財産の一部の分配又は引渡しをした場合の申告は不要となります。

◆2以上の都道府県に事務所、事業所を設けている法人

- 法人県民税の法人税割は、課税標準となる法人税額を従業者数を基準に関係都道府県に分割し、分割後の法人税額をもとにそれぞれの都道府県について計算します。
- 法人事業税は、課税標準の総額を一定の基準（分割基準）によって関係都道府県に分割し、分割した額をもとにそれぞれの都道府県について計算します。分割基準の主なものについては次のとおりです。

事業		平成17年3月31日以前に開始する事業年度	平成17年4月1日以後に開始する事業年度
非製造業 (※)	銀行業 証券業 保険業	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数 (資本(出資)金が1億円以上の法人については、本社管理部門の従業者数を1/2として計算します。)	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数
	その他 (運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業等)	従業者数 (資本(出資)金が1億円以上の法人については、本社管理部門の従業者数を1/2として計算します。)	
製造業		従業者数 (資本(出資)金が1億円以上の法人については、本社管理部門の従業者数を1/2として、工場の従業者数を1.5倍として計算します。)	従業者数 (資本(出資)金が1億円以上の法人については、工場の従業者数を1.5倍として計算します。)

(※) 電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業及び軌道事業を除きます。

## ◆申告納付期限の延長

定款等の定め又は特別の事情があることにより決算が確定しない法人は知事又は市町村長の承認を受け、原則として事業年度終了の日から3か月以内（連結法人の場合は4か月以内）に申告納付することができます。

この場合の延長された期間内に納付する税額にかかる延滞金の割合については、54ページをご覧ください。

## ◆地方法人特別税等について

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税（所得割、収入割）の税率が引き下げられるとともに、地方法人特別税が創設され、その収入額に相当する額が地方法人特別譲与税として都道府県に譲与されています。

地方法人特別税は、法人事業税の税率引下げ相当分に対応した額となっています。また、国税ですが、賦課徴収は法人事業税とあわせて都道府県が行います。

なお、平成26年度税制改正では地方法人特別税の規模が1/3縮小され法人事業税に復元、平成27年度税制改正では外形標準課税の割合が1/4から3/8へ、平成28年度税制改正では3/8から5/8へ拡大されることに伴い、外形標準課税対象法人に適用される地方法人特別税の税率が改正されています。また、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税・譲与税が廃止され、全額法人事業税に復元される予定です。

区 分	税 率		
	平成26年10月1日以後、平成27年3月31日以前に開始する事業年度	平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、平成31年9月30日以前に開始する事業年度
外形対象法人の所得割額	67.4%	93.5%	414.2%
外形対象法人以外の法人の所得割額	43.2%		
収入割額	43.2%		

(注) 所得割額及び収入割額は、標準税率により計算した額となります。

### ・申告と納税など

法人事業税とあわせて都道府県に対して申告し、納税します。

納税された地方法人特別税は、都道府県が国に払い込みます。

### ◎地方法人特別譲与税

都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税は、各都道府県の人口（1/2）及び従業者数（1/2）であん分し、各都道府県に地方法人特別譲与税として譲与されます（5、8、11、2月の年4回）。

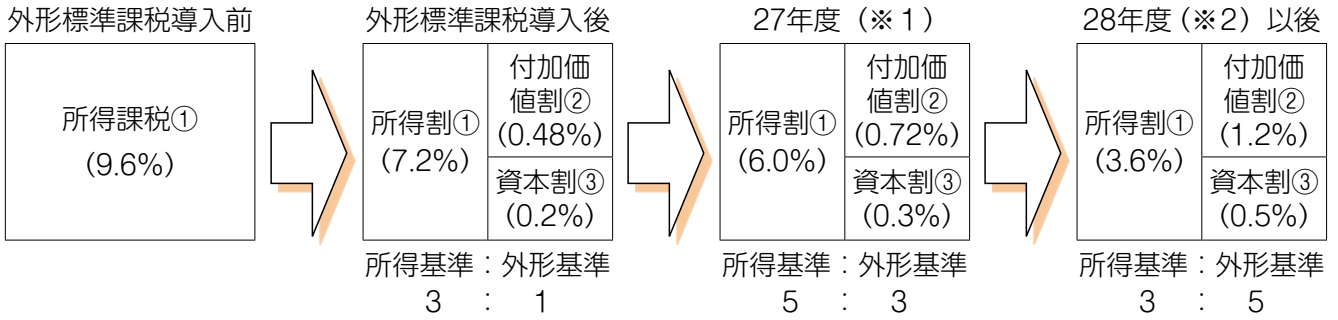
## ◆外形標準課税の概要

### ◎納める人

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（所得課税法人に限ります。公益法人・特別法人・人格のない社団・投資法人等を除きます。）

◎納める額

法人事業税額 = ①所得割額 + ②付加価値割額 + ③資本割額



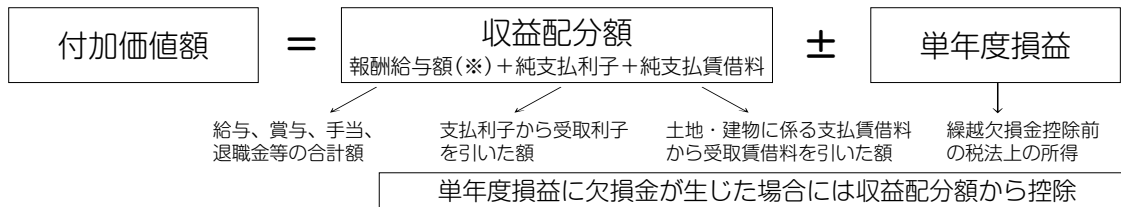
(注) 税率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法による税率の読み替え前のものです。

(※1) 平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度。

(※2) 平成28年4月1日以後に開始する事業年度。

### 付加価値割・資本割の仕組み

**付加価値割額 = 付加価値額 × 1.2%**



(参考) 課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

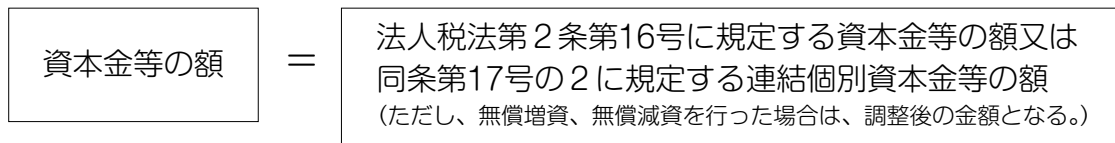
(※) 報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。

収益配分額 = 130			
純支払利子	純支払賃借料	控除	単年度損益
5	5	29	10

報酬給与額 = 120

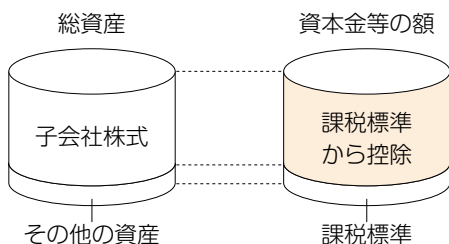
付加価値額 = 111 = {収益配分額(130) - 雇用安定控除額(29)} + 単年度損益(10)

**資本割額 = 資本金等の額(※) × 0.5%**



(※) 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となる。

○一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。



○資本金等の額のうち1千億円を超える金額について割り落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。

